

株式会社 SKY デイサービスセンターあいあい潤野  
指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社 SKY（以下「本会」という）が設置するデイサービスセンターあいあい潤野（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、機能訓練指導員（以下「指定地域密着型通所介護〔介護予防通所介護〕従業者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕（事業対象者を含む）（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔介護予防通所介護〕（以下「指定地域密着通所介護」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着通所介護の提供にあたって、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練などの介護その他必要な援助を行う。

本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンターあいあい潤野
- 2 所在地 福岡県飯塚市潤野 264-7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事務所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

午前 8 時 30 分から午後 17 時 00 分まで

- 1 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- 2 従業者

従事者は、指定地域密着型通所介護の業務に当たる。

- ・ 生活相談員 1名以上  
生活相談員は利用者の生活等に関する相談及び助言を行う。
- ・ 介護職員 1名以上  
介護職員は、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。
- ・ 看護職員 1名以上  
看護職員は、看護その他の指定地域密着型通所介護等の提供に当たる。
- ・ 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜から土曜（祝日含む）までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後17時00分までとする。ただし、必要によって延長する。
- 3 サービス提供時間は原則として午前9時15分から午後15時00分までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、14人とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるもサービスを行うものとする。

一 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア、排泄の介助

イ、移動、移乗の介助

二 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービス提供をする。

ア、レクリエーション

- イ、グループワーク
  - ウ、行事的活動
  - エ、体操
  - オ、機能訓練
  - カ、休養（養護）
- 三 送迎に関すること
- 介護の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。
- 四 相談、助言に関すること
- 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
- ア、日常動作訓練の相談、助言
  - イ、日常生活自助具の利用方法の相談、助言
  - ウ、住宅改良に関する相談、助言
  - エ、その他の必要な相談、助言

(利用料等)

第 8 条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額とする。

具体的な利用料の額は、【料金表】のとおりとする。

- 1 通所介護にかかるオムツ代については、実費を徴収する。
- 2 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎費用は、実費を徴収する。事業所から 20 kmまでは無料。20 kmを超えた場合は、超えたkm数のうち 1 kmにつき 10 円とする。
- 4 第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることにすること。
- 5 指定地域密着型通所介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、飯塚市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職

員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

二 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

利用者は機能訓練サービスを利用する際は、機能訓練指導員の指示に従い利用する。

三 送迎サービスを利用する際の留意事項

利用者は送迎サービスを利用する際は、事業所や運転手の指示等に従い利用する。事業所は安全運転に努める。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 指定地域密着型通所介護の提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(衛生管理対策)

第 12 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

2 当該通所介護事業所において、感染が発生またはまん延しないよう、利用者の身体の状態に注意し、感染が疑われる場合は主治医または関係機関との連携により必要な処置を講ずる。

3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所及びその従業者は、地震、火災及び風水害等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。

3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講ずるものとする。

(利用契約の締結)

第14条 指定地域密着型通所介護の提供にあたり、利用者及び家族等に対して指定地域密着型通所介護及び第一号通所介護事業利用契約書（以下「利用契約書」という）の内容に関する説明を行ったうえで、利用者と利用契約を締結するものとする。

（居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携）

第15条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター（必要と判断される場合は、主治医、保健医療福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合は必要な情報を提供することとする。

一 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合

二 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき

① 第6条に定める利用定員を超える場合

② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合

③ 利用者が正当な理由なく指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合

④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

2 前項第二号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）に通知することとする。

（利益供与の禁止）

第16条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持等）

第17条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第18条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。

(損害賠償)

第 19 条 本会は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示又は縦覧に供する。

3 地域密着型通所介護計画書（「介護予防通所介護計画書」含む）、及びサービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付する。

4 地域密着型通所介護計画、サービス提供記録、事故発生時の記録、市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから原則 5 年間保存する。

5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 SKY が定める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当を定めます。

附則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この変更規定は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附則 この変更規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。